

平成27年度 エイサー普及啓発（エイサー団体派遣補助）事業 募集要項

公益財団法人沖縄県文化振興会では、エイサーの魅力を発信し、普及を拡大することで、沖縄県の文化・観光振興や文化交流の促進を図るため、他の都道府県（以下「県外」とします。）または海外で演舞やワークショップ等の活動を行うエイサー団体に対し、経費の一部を補助します。

1 応募期間

平成27年5月25日（月）～平成27年6月8日（月）17時必着（郵便：当日消印有効）

2 派遣期間

平成27年7月1日（水）～平成28年3月4日（金）

3 派遣先

- （1）エイサー団体の招へいを希望する県外または海外
- （2）エイサー団体が希望する県外または海外

4 補助対象経費

団体の所在地から目的地までの往復の航空運賃を補助対象とします。ただし、補助額については下記のとおり上限を設けます。

	航空賃	対象人数
県外	30,000円／人	10人以内
海外	70,000円／人	10人以内

5 応募資格

次の（1）～（5）の条件をすべて満たしていることが必要となります。

- （1）沖縄県内に活動の拠点を持つエイサー団体であること。
- （2）旧盆の道じゅねー、各種エイサー祭り等で実績を積んでいること。
- （3）派遣先から招へいを受けていること、またはエイサー団体が希望する派遣先での活動予定が確認可能な書類を提出できること。
- （4）補助金交付申請書（様式第1号）の内容に従い、普及活動を確実に遂行する能力を有すること。
- （5）団体の設立目的、代表者、所在地等が明確であること。

6 補助金交付申請について

- （1）派遣を希望するエイサー団体の代表者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、財団に提出してください。
 - ・補助金交付申請書、団体概要書（様式第1号）（必須） 1通
 - ・団体の会則、規約等 1通
 - ・団体の集合写真（必須） 1枚
 - ・招へい状の写し、または派遣先での活動予定が確認できる書類¹ 1通
 - ・航空賃の額を確認できる資料（必須） 1通
 - ・当該派遣における出演者・同行者²名簿及び行程表（必須） 1通
 - ・他の補助金・助成金がある場合は、その資料 1通
- （2）財団は、派遣の可否について審査し、その結果を申請者に通知します。

7 派遣団体決定

平成27年6月上旬頃

8 申請先・問い合わせ先

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター6階605
公益財団法人沖縄県文化振興会 文化芸術推進課 担当：楠川、高江洲
TEL：(098)987-0926 FAX：(098)987-0928 MAIL：eisa@okicul-pr.jp

¹ イベント等の開催パンフレット、参加申込書の写し、活動予定表等。

² マネージャー等のもっぱら出演者の世話をする者で演舞、演奏等を行わないものをいいます。